明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働七）　一
〔省令〕
○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一一）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人空港周辺整備機構平成二十四事業年度財務諸表関係　四五
会社その他
会社決算公告　五六

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第七号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の一部の施行に伴い、及び確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百二条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第十二条関係）

年　月　日

厚生労働大臣　殿
{金融庁長官 / 財務（支）局長}　殿

登録番号
商号又は名称
代表者氏名　印

業務報告書

確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格A列4番）

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
（　年事業年度） 年　月　日から　年　月　日まで	

1．企業型年金の運営管理業務の受託数

法第2条第7項第1号イの業務	
同項第1号ロの業務	